

平成 28 年 5 月 12 日

【照会先】

近畿厚生局指導監査課

課長 竹越 清人

電話 06-4791-7316

近畿厚生局管理課

課長 森山 伊久夫

電話 06-6942-2248

近畿厚生局指導監査課における文書の誤送付について

近畿厚生局（局長 丸山 浩）は、同局指導監査課（課長 竹越 清人）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり、その事実を確認の上、必要な措置を講じたので、概要をお知らせします。

このような事態を招いたことにつきまして、深くお詫びをするとともに、今後このようなことがないように万全を尽くしてまいります。

記

1 概要

近畿厚生局指導監査課（以下「指導監査課」という。）において、保険薬局から提出された基準調剤加算の施設基準に係る届出書（正・副各 1 通提出）について、内容確認後、当該薬局の届出書（副）（以下「副本」という。）を添えて受理通知書を送付すべきところ、誤って患者 5 名等の情報を含む別の薬局の副本を添えて郵送していたという事案が発生した。

※ 副本には、患者氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号、保険者区分、負担割合、患者情報、処方内容、担当薬剤師名等が記載されている。

2 事実経過

（1）平成 28 年 5 月 9 日、指導監査課は、A 保険薬局から「5 月 6 日に受理通知書が届いたが、B 保険薬局の副本が添付されていた。B 保険薬局が近隣であるため、薬局間で連絡を取り合い、双方の副本を交換した。」との連絡を受けた。

（2）同日、指導監査課において双方の保険薬局を訪問し、謝罪の上、B 保険薬局に係る

患者5名の情報は、A保険薬局以外に漏えいしていないことを確認した。

※ B保険薬局に誤って郵送されたA保険薬局の副本には個人情報に含まれていない。

(3) なお、患者5名に対しては、B保険薬局の協力を得て連絡を行い、謝罪を行った。

3 再発防止策

(1) 指導監査課においては、指導監査課長より、課内職員に対し、事実の概要を説明し、文書発送に際し、マニュアルに添って、文書の名称、保険薬局名等を読み上げ、複数名で確認することの徹底を指示した。

(2) 近畿厚生局指導部門においては、平成28年5月12日に、指導総括管理官から指導部門の全職員に対し、文書により本事案を周知の上、再発防止の徹底を指示した。

(3) 近畿厚生局においては、平成28年5月12日に、近畿厚生局長から全職員に対し、文書により本事案を周知の上、誤発送の防止を含め事務処理の徹底を指示した。